

# 令和8年度 八百津町結婚新生活支援補助金

## どんな講座を受ければいいのか？

国の要綱および実施要領の改正により、令和8年度から「八百津町結婚新生活支援補助金」の受給要件に「夫婦そろっての講座等の受講または実施」が義務付けられました。

「どんな講座を受講すればいいのか？」「受講したことがわかる書類は何を用意するのか？」というお声に対し、次のとおりまとめました！ご夫婦でいずれかを選択し請求日までに受講等ください。



### ①ライフデザイン支援講座の受講

- (例) ・町が実施している乳幼児学級などの見学（教育課へ要予約）
- ・ご自身で外部団体が実施している講座に参加 など

【提出いただく書類例】

見学の感想文（任意様式）、当日資料の写しなど

### ②プレコンセプションケア※に関する講座の受講

- (例) ・町が指定する動画の視聴（二次元コード参照）  
<https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/>
- ・ご自身で外部団体が実施している講座に参加 など

【提出いただく書類例】

視聴動画のスクリーンショット、当日資料の写しなど



※プレコンセプションケア：性別問わず適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計を考え健康管理を行うこと

### ③医療機関への妊娠・出産に関する相談

- (例) ・妊婦検診、不妊治療、医療機関や保健師への相談
- ※妻のみが受診する場合、夫は別の講座等の受講が必要です

【提出いただく書類例】

医療機関の領収書、医療機関の診療明細など



### ④共家事・子育て講座の受講 or チェックシートの実施

- (例) ・ご自身で外部団体が実施している講座に参加（夫のみ可）
- ・「共家事・子育てチェックシート」の実施 など

【提出いただく書類例】

当日資料の写し、実施後のチェックシートなど



※補助金の請求日までに、①～④の講座等のいずれかを受講または実施していることが補助金受給の要件となります。また、受講等にかかる経費は、申請世帯の自己負担となります。